

康豊本『平家物語』の諸問題

佐 伯 真 一

語り本『平家物語』の一つである康豊本は、早くからその存在を知られていたが、十分に検討されてきたとは言えず、なお未解決の問題を多く抱える本である。小稿ではまず(一)研究史の確認と書誌などの基礎的問題、(二)木村良一奥書の問題、(三)巻一本文の問題、(四)「三善康豊」と成立時期の問題について筆者の調査の範囲で判明したことを報告し、同本の性格について考えたい。なお、これは筆者の京師本系『平家物語』伝本研究の一環である。^①

一、基礎的問題

康豊本とは、尊経閣文庫蔵・伝三善康豊筆本と彰考館文庫蔵本とを一括して呼ぶ呼称である。この両者を康豊本として最初に紹介したのは山田孝雄氏『平家物語考』^②であった。同書は、第一門第四類の中で、康豊本は同類の京師本に酷似するが、「堂供養」を有する

点において重要な相違があるので別の一種を立てるとして同類第十二種に分類し、詳しい解説を載せている。その要点は私意に要約すれば概ね次のようなものであり、康豊本の主な特色は全てここで指摘されていると言つてよいだろう。

① 尊経閣・彰考館両本とも各巻末に「上野介康豊」の署名があり、その体裁は彰考館蔵の『保元物語』・『平治物語』の康豊本(鎌倉本とも称する)^③と同様であること。『参考源平盛衰記』に言う「鎌倉本平家物語」とは、この康豊本『平家物語』であること。

② 巻十二末尾に「一部之外」として灌頂巻を置くこと。

③ 巻一に「堂供養」、巻十一に「鏡之沙汰」があり、前者は如白本などに共通するものであること。

④ 彰考館本巻五には慶長十六年の木村良一奥書の影写及びそれに関する彰考館の識語があること。

⑤ 卷六末尾には京師本と同様の注記を伴った国綱沙汰の増補があること。

⑥ 彰考館本の原本は尊経閣本とも微妙に違い、両者の祖本はさらに別にあると見られるが、尊経閣本は「少くも室町時代中期頃のものなるべく思は」れること。

その後、高橋貞一氏^④は、尊経閣本は室町末期写、彰考館本は江戸中期写とするなど、基本的な書誌事項について新見を加えた上で、康豊本そのものは「本文から謂へば室町中期以後のもの」とした。渥美かをる氏は木村良一奥書にふれ、一方流の展開について推論を展開すると共に、「諸本記事対照表」に康豊本の項目を設けて章段

単位の異同を明らかにした。富倉徳次郎氏^⑤は、妙観派の台本と称する木村良一奥書を有する康豊本が、「堂供養」と「鏡」を有することから、妙観派の語りについて推測を加えた。山下宏明氏^⑦は一方流現存伝本を五分類する中で、彰考館蔵本を下村本系、尊経閣文庫蔵本を流布本系に分類された。両本を別系統に分けたことは理解し難く、あるいは何かの誤りかと思われるが、根拠は特に示されていないので検討できない。信太周氏は卷六に付載される「国綱沙汰」の問題を取り上げ、本文が覚一本とは異なることなどを指摘された。管見に入る限り、康豊本に関する従来の研究は右の通りである。

さて、尊経閣・彰考館両本の基本的書誌は、山田・高橋両氏によ

って既に紹介されているので繰り返さないが、必要な点について補足・確認しておきたい。

まず尊経閣本の書写年代だが、山田氏の「少くも室町時代中期頃のもの」に対し、高橋氏の「室町末期写」との見解の相違がある。もつとも、現在、同本は丁寧な補修が施されており、補修の前と後とは印象も異なるだろうし、「室町」の用法にも揺れは有り得る。もとより、書写年代の鑑定に関してこの両先学の見解の上に筆者の感想などを添えても無意味だが、筆者は後述のように別の材料も勘案して、おおよそ十五世紀末から十六世紀中頃の写本かと考えている。

次に、康豊本の名称の由来である「康豊」と尊経閣本との関わりの問題。同本は各巻末に「上野介康豊」と同一筆跡の署名があり（高橋氏はこの署名を「識語」として紹介する）、巻四・巻十一の巻末には花押もあること、また巻一表紙見返しに「鎌倉問注所蔵書云々上野介康豊筆」と朱書、帙の題簽に「問注所蔵書」とあることは山田氏の指摘の通りである。ただ、署名の筆跡が同一であるのに比べて、物語本文の文字は十二巻全体が一筆とは必ずしも思えない。康豊は、或は書写の統括者であったかもしれない。しかし仮にそうだとすると、康豊が現存尊経閣本そのものに関わっていた可能性は低くないと思われる。山田氏は「二者原づく所の根原の本はなほ他

に存すべし」とされ、高橋氏は「三善康豊とは所伝によつて記載したものでなからうか」とされる。確かに、巻一表紙見返しや帙題簽の記載は一種の伝承と言ふべきではあろう。だが、これと「参考源平盛衰記」の「鎌倉本、問注所上野介三善康豊自書者」との記述の照応を考えれば、その伝承の信憑性はかなり強いと思われる。後述のように、室町時代の鎌倉の問注所に三善康豊なる人物がいた可能性は決して低くない。その康豊が尊経閣本の書写自体に関わったことを疑ふ必要はないのではないか。署名を伝本所持者の識語と見て、康豊はこの伝本の完成後、単にそれを入手したに過ぎないという可能性もあるかもしれないが、筆者はむしろ右記のような伝承に乗る形で、康豊自身も書写に関わっていた可能性が高いと考える。伝本自身と「参考源平盛衰記」が一致して語る「康豊筆」との伝承を疑うに足る根拠はないからである。

さらに言えば、山田氏は尊経閣本を室町中期の書写としつつ、さらにその祖本を想定されたわけだが、高橋氏が指摘されたように、康豊本の本文はそれほど古いものではない。康豊本が巻一を除いて京師本本文であることは既に述べた通りだが、京師本の諸伝本は巻六末尾付載の「国綱沙汰」の注記の中にト「検校の名を見せている。【職代記】によれば文明十一年（一四七九）に没したト一の名が見えることは、京師本本文の成立を十五世紀前半の成立とは考えにく

いものとしてゐる。⑤。まして、後述のようにその京師本が端本となつて八坂系四類本と取り合わされた康豊本が、十五世紀中頃までに成立した可能性はきわめて低いわけである。従つて、室町写本たる尊経閣本をさらに遡る康豊本原本が存在したとは考えにくく、その意味でも山田氏の説は成り立ちにくいわけである。

では、尊経閣・彰考館両本の関係はどのように考えるべきだろうか。右記のように、山田氏は両本の共通祖本を想定されているのだが、筆者は尊経閣本が康豊の関わつた原本であるとの想定をとり、従つて、彰考館本はその直接の写しか否かは別としても、その子孫の位置にあると考える。山田氏の論拠は、両者の字詰めが完全に一致しないので彰考館本が尊経閣本の忠実な影写とは言えないところにあるが、字詰め不一致は、この問題の決定的な論拠にはならないのではなからうか。筆者はむしろ、尊経閣本の異本注記が、彰考館本では取捨選択の上で取り入れられていると見られる点を重視したい。則ち、尊経閣本の巻一には朱・墨による異本注記の書き込みが多いが、彰考館本にはそれがほとんどない（彰考館本にも書き込みはあるが、異本注記と見られるものは少ない）。そして、両者を比較すると、例えば（以下、（）内は傍書）、
 （尊）六オ「無詮（由イ―朱）」とや（思ハレケンイ―朱）」
 （彰）六ウ「無由とや思われけむ」

のように尊経閣本の異本注記の方の本文に彰考館本が一致する箇所が多い一方で、

(尊) 二〇オ「初当有し中々(ナカライー朱)に少も違ぬを御覽し
て」

(彰) 二三オ「初当有し中々に少も違ぬを御覽して」

のように異本注記ではない本文の方に一致する箇所もいくつか認められ、さらに、

(尊) 六オ「近来(中比イー朱)」

(彰) 六ウ「近来(中比イー朱)」

のように、尊経閣本の異本注記がそのまま彰考館本にも存する例も僅かながらある。このような現象は、彰考館本文が、異本注記の書き込まれた形の尊経閣本を踏まえて作られていることを示唆するものではないだろうか(なお、尊経閣本の書き込みの朱墨の別は、特に彰考館本の取捨に関わっていないようである)。

以上、不十分な考察ではあるが、筆者は、尊経閣本が三善康豊自身ないしその周辺によって書写された康豊原本そのものであり、彰考館本はその子ないし孫の位置にあると推測するのである。

二、木村良一奥書の問題

康豊本のうち、彰考館本の巻五末尾に木村良一奥書のあることは、

右に見てきたように、先行の研究の中で指摘されてきた。その中で既に翻刻されているものではあるが、訓点を私に補って掲げておく。

平家物語者草案・中書・清書此三之有二転々一。右之一部者、
被_レ納_二置禁裏_一清書之御本、明石寛都申請、塩小路桂都令_二相
伝。從_二桂都_一井口蒼都_{法名}相伝矣。世人謂雲井本是也。從_二蒼
都_一五代之末、富安勅都依_レ為_二古今無双之達者_一、広瀬計都令_二
懇望_一、以_二一口_一書立畢。妙観一流用_レ之来。予從_二計都_一右之本
相伝之上、數篇校合、愚意猶不審之所少々、借_二高山誕都了簡
以究所之本_一、書写并三令_二校合_一訖。為_二妙観一流之証本_一。或人
依_二御所望_一、雖_二渥多_一聊加_二卑詞_一而已。

慶長十六辛亥孟春旬日 木村檢校良一(印)

主要な部分は、「平家物語には草案・中書・清書の三種があるが、そのうちの禁裏に納められた清書本(雲井本)を、覚都(覚一)が申し請けて桂都に伝え、桂都から蒼都に伝えた。さて蒼都から五代の富安勅都は無双の上手だったので、広瀬計都が懇望してその語りを筆録し、それが妙観派に代々伝わった。それを受け継いだ木村檢校良一が校合した上で高山誕都の本をも借りて不審の箇所を訂し、妙観一流の証本とした」というように要約できようか。一方流の証本や流派意識に関する伝承、特に妙観派の語りについての考察材料として貴重なものである。しかし、本稿で考えておきたいのは、そ

の内容よりもむしろ、この奥書と康豊本との関係如何である。例えば渥美氏はこれを康豊本とは切り離して、現存しない「木村良一検校本」の奥書として扱ったが、富倉氏はこの奥書によって康豊本を妙観派の台本と見て論を進めた。この点はどう考えるべきであろうか。

それについては、この奥書に続いて記されている、寛政二年（一七九〇）の彰考館識語を問題にせねばならない。本文は次の通りである（句読点私意）。

塙検校保己一所蔵古本平家物語、全康豊本平家物語同。而別蔵一本題云平家物語一部之外。康富本無平家秘奥平家宗論中所載者與之合。乃写其跋于此云。

寛政庚戌之夏

彰考館識

「塙検校保己一所蔵の古本平家物語は全く康豊本に等しい。ところで、塙検校は別に『平家物語一部之外』なる一本を所蔵している。

この『一部之外』が、康豊本の欠く平家宗論を載せているのは、康豊本と合すべきものと見られるので、その跋文をここに写しておく」といったように解釈できようか。即ち、この「奥書」は本来康豊本に存したものでなく、塙検校が康豊本近似写本と共に所持していた「平家物語一部之外」所載の跋文だったのである。

では、この「平家物語一部之外」とは何か。「一部之外」は、康

豊本でも灌頂巻を指して使われているように、通常の巻以外の部分を指す名称だが、「平家宗論」を含む「一部之外」とは、抽書・抜書の類であると見られる。これを考える上で最大の手がかりを提供してくれるのが、佐久間家本（三春秋田祐筆家本）^①である。これは従来、学界にあまり紹介されていない本なので、多少注記を加えておく必要がある。佐久間家本は三春秋田藩の祐筆の家柄と言われる佐久間家に伝来し、現在は佐久間悠氏の所蔵だが、福島県田村郡の三春町歴史民俗資料館に寄託されている、江戸初期頃の書写かと思われる写本であり、別冊を含め十三冊の完本である。佐久間家本は、現在東北大学附属図書館に所蔵される三春秋田家旧蔵本（伝秋田実季筆本）^②と、密接な関係にあると考えられる。即ち、佐久間家本と三春秋田家本とは、本文がほぼ一致することに加えて、表紙（押笈装あり）、題籤、書背を包む金欄等、装丁においてもよく似ており、ほぼ同時期に同じ圏内で作られたものと推察できる。もっとも筆者は十分な調査をしたわけではなく、この両本の関係についての結論を出し得る立場ではないが、佐久間家本に見られる異本注記等の書き込みが三春秋田家本には取捨選択の上で取り入れられているように見受けられ、草稿的な佐久間家本を清書したのが三春秋田家旧蔵本ではないかという鈴木則郎氏の見解が穏当であるように思われるのである。なお、佐久間家本・三春秋田家本の本文は一方流で、

部分により下村本・葉子本に近い箇所が各々見受けられるが、全体としては下村本でも葉子本でもない、混雑的な独自本文かと思われる。一方流の中で特に康豊本や京師本に近いとは言えない。

さて、この佐久間家本は卷十二の奥書として彰考館蔵康豊本と同文同書体の木村良一奥書を有し（三春秋田家本には無い）、十二卷の他に、宗論・劍・鏡・願文・延喜聖代から成る別冊「平家物語一部之外」を付している¹⁴。これは、木村良一奥書が「一部之外」ではなく卷十二にあることを除いて、彰考館蔵康豊本識語の言う塙檢校本「平家物語一部之外」の特徴に近いものと言えよう。本来、木村良一奥書はこの佐久間家本の如き本に付されていたが、卷十二末尾ではなく別冊「平家物語一部之外」付載の形で伝わっていたものもあり、そうした別冊がたまたま塙檢校のもとで康豊本の一つと出会ったために彰考館蔵康豊本の卷五に取り入れられるに至ったのではあるまいか。そのように推測できるとすれば、この「奥書」は本来康豊本とは無関係であり、康豊本の素性をこの「奥書」と結びつけて考えるべきではないということになる。木村良一奥書について考えるならば、その手がかりは康豊本よりも佐久間家本に多く求めべきであると思われる。

もつとも、佐久間家本が木村良一奥書の記された原本であると即断できるわけではない。秋田実季が自ら「平家物語」を書写したと

すれば、その時期は慶長八年（一六〇三）伊勢朝熊に籠居してから、万治二年（一六五九）に死去するまでの間が有力だろう¹⁵。木村良一がこの奥書を記した慶長十六年はその推測にちょうど程よい頃ではあるので、想像をたくましくすれば、「木村良一が校訂を施した末に秋田実季に献上したのが佐久間家本そのものではないか」といった推測さえ試みてみたくなるのだが、しかし、そうした推論に否定的な材料として、彰考館蔵康豊本は「良一」の署名の下にその印と見られるものを写しとっているが、佐久間家本にはこの印が無いという問題がある。彰考館蔵識語の言う塙檢校所持「平家物語一部之外」は、印を有する分、佐久間家本よりも木村良一奥書の本来の姿をよりよく伝えていたのかもしれない。既に記したように塙檢校所持本が奥書を「一部之外」に記していたらしいのに対し、佐久間家本は卷十二末尾に記すという違いもあり、両者の共通祖本が存在した可能性は低いとは言えない。つまり、佐久間家本もまた、この奥書を他本から転載したのかもしれないわけである。この点は、例えば、この奥書がなぜ三春秋田家本にはないのか等といった問題と併せて、佐久間家本・三春秋田家本の考証によって追究されるべき課題であろう。康豊本の考察を目的とする本稿では、この問題はここまでで打ち切っておきたい。

三、巻一本文の問題

次に、康豊本巻一の本文について考える。先に見たように、山田孝雄氏以来、康豊本は巻一に「堂供養」を有することを重要な特色とされ、そこから時には妙観派と八坂流との交流なども問題とされたのだが、結論から言えば、そうした問題の立て方は誤りである。

即ち、康豊本は「堂供養」のみを取り入れたのではなく、巻一全体が八坂系本文なのであり、要するに巻一のみ八坂系の本を取り合わせた、取り合わせ本文なのである（八坂系の中では、如白本・両足院本など、高橋貞一氏の所謂「八坂系丙類」の大半を占める諸本、

山下宏明氏の所謂「八坂系四類」に属する本文であり、本稿では以下「八坂系四類」と呼んでおく）。もちろん取り合わせが行われたのは康豊本の親本の段階であり、康豊本は一つの伝本としての外形が一応整っている上、八坂系四類本文の巻一は「堂供養」以外には一方系と比べてそう大きな異同はないので、取り合わせと気付かれにくく、「堂供養」だけが目立っていたに過ぎない。

しかし、子細に本文を見れば、例えば本文中の章段名の記入方法や、或いは全体としては漢字平仮名交じりの本文の中で、尊経閣本巻一のみしばしば片仮名を交えるといった、形態上の相違が認められるし、何よりも、本文内容自体に相違がある。一方流の本文と康

豊本とを比較してみよう（以下、一方流本文は覚一本¹¹岩波新大系によって示すが、葉子十行本・下村本・流布本もほぼ同様である。また、康豊本は尊経閣本によって示し、一方流本文と顕著な相違を示す部分に傍線を付した。傍線部は八坂系四類本が基本的に共有するものである）。

①「義王」の段、身を投げようとする義王を母が諫める場面。

・覚一本 唯ながき世のやみこそ心憂けれ。今生でこそあらめ、後生でだに悪道へおもむかんずる事のかなッしさよ。

・康豊本 但長よの聞こそ可心憂けれ。阿弥陀仏は一念十念を不嫌、十悪五逆をも不捨導んとの悲願坐す。四十八の大願の中に第三十五願には、殊我等が様に愚癡闇鈍の者を以て導んと誓まします。然は彼願力にすかり奉て、三尊の来迎に預んとは不思議。

②「殿下乗合」の段、基房が参内途中で平家の報復に会う場面。

・覚一本 今度は待賢門より入御あるべきにて、中御門を西へ御出なる。猪熊堀河の辺に、六波羅の兵どもひた甲三百余騎待うけ奉り（以下略）

・康豊本 今度は待賢門より可有入御とて、東洞院より御参内有り。去程、六波羅の兵共、皆甲三百余騎、二条堀河辺にて奉待請（以下略）

③ 「内裏煙上」の段、安元の大火の描写。

・覚一本 樋口富小路より、火出来て、辰巳の風はげしう吹ければ、京中おほく焼にけり。大なる車輪の如くなるほむらが、三町五町をへだてて、戌亥のかたへすぢかへにとびこえく焼けゆけば、おそろしなシどもおろかなり。(中略——名所列挙)是を始めて、昔今の名所三十余箇所、公卿の家だにも十六箇所まで焼にけり。其外殿上人・諸大夫の家々はしるすに及ばず。

・康豊本 樋口富小路辺より火出来て、乾を差て焼にける。(中略——名所列挙。この中にも異同多し)昔今の名所廿余箇所、公卿の館共十六箇所迄焼けり。其外諸大夫の家々ハ注ニ及す。

折節巽ノ風凜ハゲシクシテ、車輪計ナル焰共か三町五町を飛越く焼行は、怖しなとも愚なり。

紙幅の都合で挙例が少なく、また八坂系四類本の本文引用は省略するが、康豊本巻一が全体として一方流本文でないことは一応例証できたはずである。

従来、『平家物語』研究においては、こうした取り合わせといった想定がやや軽視されてきたきらいがないでもない。しかし、島津忠夫氏^⑧が指摘されているように、室町期の『平家物語』写本が完本の形でばかり存在したという保証は全くないわけで、むしろ、端本や取り合わせ本といった形態がしばしば発生したであろうことは想

像に難くない。京師本系の場合、冒頭の巻一を欠いて八坂本で補った康豊本と、末尾の巻十一後半以降を欠いて読み本系の巻十二で補った大島本^⑩とが、好一対を成していると言えよう。これらの場合、たまたま欠落した巻冊を補うために他系統の本文が取り入れられたに過ぎず、作者の意図や「語り」の問題に結びつけて現存形態に過剰な意味を付与することは禁物であろう。

さて、八坂系四類本の中では、どの本が康豊本に近いだろうか。

山下宏明氏『平家物語研究序説』では、八坂系四類本に属する伝本は、A種本^⑪如白本・建仁寺本(両足院本)・大前神社本・川瀬一馬氏旧蔵本(中京大学図書館現蔵^⑫請求記号・貴一八)、B種本^⑬南部本、C種本^⑭米沢本と、三種六本が挙げられている。これらの諸本は、高橋貞一氏^⑮の指摘もあるように、巻一の記事配列に特徴を有するものが多い。まずB種の南部本は「殿下乗合」^⑯が巻末にあり、C種の米沢本は「義王」が殿下乗合の後にある。これらはいずれも『平家物語』諸本全体の中でも特殊なものであり、ほとんど編集上の錯誤と言えよう(両者の編集の混乱の原因は関連しているかもしれない)。また、A種本の中でも如白本は他本と同様の「堂供養」の後に改行せずに「又異説二ハ三」と、長門本に似た類話を載せ、中京大本(川瀬一馬氏旧蔵本)も「異説」とは断わらないものの、改行して如白本と同様の記事を載せる。以上のような特色は康豊本

にはないので、残る両足院本・大前神社本が康豊本に近いと言えるわけである。両本の本文は、細部では康豊本との相違もあるが、尊経閣本の前述異本注記に関して、異本注記でない方（本行）の本文がこの両本に一致することが多いのは注目される。特に、九オ「六波羅様とた（ニイー朱）云てしかは」という「に」の脱落が、両足院本も「六波羅トタ云テシカハ」と共通していること（大前神社本は「ニ」あり）などは、康豊本、特に尊経閣本の本来の本文と両足院本の近縁性を物語る。康豊本巻一は八坂系四類本の重要伝本の一つであるとも言えよう。

両足院本は大永六年（一五二六）頃の書写と見られ、少なくともその頃に両足院本の本文が存在していたことは疑いないという。²²また大前神社本も天正十六年（一五八八）の書写であり、この系統の本が比較的早くから存在したことを示している。康豊本が室町写本であることと矛盾しないわけである。

四、「三善康豊」と成立時期の問題

さて、最後に最も重要な問題が残った。「三善康豊」の素姓と康豊本の成立時期の問題である。既に見てきたように、康豊についての手がかりとしては、現存伝本に存する署名などや「参考源平盛衰記」の「鎌倉本、問注所上野介三善康豊自書者。得之于鎌倉、故称

之」という記述があるわけだが、その他、先に触れた「保元物語」康豊本（鎌倉本）の上下巻の奥書には「右）以鎌倉相承院本写之畢 上野介康豊」とあり（康豊本「平治物語」もほぼ同様）、「参考保元物語」に「問注所上野介三善康豊手書。而鎌倉相承院所藏也。故称鎌倉本」と言われるのも明らかに同人物であろう。康豊は、鶴岡八幡宮の供僧で古院家の一つである鎌倉相承院所蔵の「保元物語」「平治物語」を借りて写し、その本が後に再び相承院に納められたわけだから、鎌倉の人で相承院と深い関係があったことが窺える。しかし、この人物については未詳である。

問注所と三善氏については歴史学の方面で研究が進んでおり、今谷明・新田一郎・湯山学・佐藤博信等の各氏により、詳細な検討がなされている。それらの論文、とりわけ湯山氏の論によりつつ、ごく簡単に記せば、次のようになろうか。三善氏は三善康信以来、鎌倉幕府問注所の執事を務め、その後裔である三善姓太田氏・町野氏等も問注所に勤務したので、「問注所」は氏の名ともなった。室町時代鎌倉府では、公方氏満以後、問注所執事の座を二階堂氏に奪われたが、その後も古河公方の近臣などとして勤仕し、後北条氏の領国支配にも吏僚として登用された。中には鎌倉や鶴岡八幡宮との関係を有する人物も散見される——等である。また、室町時代の問注所は本来の機能を失い、文書・記録の単なる保管所となっていた

ことも知られている。してみれば、「鎌倉問注所」に所属し、相承院などから本を借りては『平家物語』や『保元物語』『平治物語』を書き写した「上野介三善康豊」なる人物がいて、その一部が「問注所蔵書」となるとい経緯は、十分有り得ることとすなずける。三善氏には、康信を始め代々「康」字を名乗る者が多く、「康豊」の名もその末裔を思わせる。

しかし現在、「三善康豊」の名は前掲の資料以外には発見できない。『寛永諸家系図伝』や『寛政重修諸家譜』の三善項は、康信―康俊―康持―康政（康宗）の四代を記した後「これより以後十余代系譜断絶す」と記し、十六世紀後半から町野や布施を名乗る子孫の系譜を記している。その他、前掲の諸氏の論に導かれて筆者が調べた諸史料の中にも「康豊」の名は見出せない。もちろん、この頃の史料に疎い筆者の調査不足もあろうが、湯山氏が「問注所はその本来の機能が、日記・記録・証券等の作成・保存にあるため、その職員が当事者として記録・文書類にあらわれることが少ない」と言われるように、三善康豊のみならず、室町時代問注所の三善一族の消息を探ること自体、中々困難な課題のようである。

しかしながら、「鎌倉問注所蔵書」なる表現にこだわれば、康豊本は、一応、鎌倉府問注所が存在している間に書き写され、その蔵書となったと考えることができようか。とはいえ、鎌倉の問注所が

実際にいつまで存在したかを確定することも容易ではないのだが、次のように考えてみたい。康豊本成立の上限については、前述の通り、京師本の上限に連動して十五世紀中期までは遡らないと見られるが、一方、鎌倉府は康正元年（一四五五）、今川範氏の攻撃による足利成氏の逃亡を以て滅亡したとされ、その前後の鎌倉は、永享の乱（一四三八）や上杉房顕の退去（文明九年＝一四七七）を経て急速に衰退に向かったと見られる。そのような情勢のもとで、三善康豊が『平家物語』『保元物語』『平治物語』を次々と書写し、問注所蔵書として保存したとすれば、統治能力を失った鎌倉府の余光のもとに問注所がなおかうじて存続していた時期であると想像されるわけである。

右のように考えれば、北条早雲が三浦義同を逐って鎌倉に入った永正九年（一五二二）が下限の一つの目安となりそうにも思われるのだが、それも簡単ではないようだ。前記のように三善姓の流れには「問注所」氏を名乗った一族もある。尊経閣本巻一見返しの「鎌倉問注所蔵書」との表現は役所としての問注所を指すように見えるし、鎌倉周辺で当時「問注所」氏を名乗った例は未見だが、『参考源平盛衰記』等の「問注所上野介三善康豊」との表現は、氏の名ないし実務を離れた固有の通称ともとれなくはない。そのように考えれば問注所の存廃は決定的な条件ではなくなるかもしれない。また、

先にも触れたように三善一族には後北条氏に仕えた者も少なくない
 ようで、その中には天文元年（一五三二）四一頃、鶴岡八
 幡宮の造宮に携わった太田正勝等もいる。^②さらに、京師本自体の成
 立をやや遅い目に見積った場合、後北条の鎌倉制圧以前という想定
 では時間がやや足りないかもしれない。そのように考えれば下限は
 次第に下ってゆくのだが、しかし、秀吉の小田原攻め（天正十八年
 一五九〇）まで下ることはないだろう。時代を下らせれば下らせ
 るほど尊経閣本の書写年代の鑑定とは食い違うことになる。また、
 康豊本巻一が十六世紀前半に存在し得た本文であることは前述の通
 りである。

以上、状況証拠とも言えないような材料によって甚だ不安定な推
 測を重ね、確実な断定には程遠いけれども、おおよそ十五世紀末期
 から十六世紀中頃という推定が、現段階では一応妥当なものと思わ
 れるわけである。

終わりに

以上、どの問題についても不十分な考察となつてしまつたが、康
 豊本に関する理解を多少深めることはできたかと思う。最初に述べ
 たように、現在の筆者の康豊本に対する関心は、同本が京師本の成
 立年代を確定する最も有力な鍵を握つてゐるという点にある。本稿

がその意味で芳しい成果をあげたとはとても言えないが、右に述べ
 てきた推論がもし認められるならば、京師本は遅くとも十六世紀中
 頃には既に何度も書き写されて幾つもの写本を生じ、中には端本も
 発生していたということにならう。そこから京師本の成立を、そし
 て葉子十行本や下村本本文の成立を、ひいては一方流の「語り」と
 本文の関わりを解き明かしてゆきたいというのが筆者の遙かな狙い
 であるわけだが、目標はなお遠く、足元はなお定まらない。三善康
 豊に関する史料の発見を念じて筆をおくこととする。

注

- ① 京師本系伝本研究の意義についての筆者の考えは、拙稿「京師本『平家物語』の位置——一方流伝本研究の一視点——」（山下宏明氏編『軍記物語の生成と表現』所収予定）に述べた。
- ② 『平家物語考』（一九一一年）四〇頁以下。
- ③ 特に「保元物語」では一般に鎌倉本と呼ばれることが多いが、犬井善寿氏（鎌倉本保元物語）解題（伝承文学資料集第八輯、三弥井書店一九七四年）は、別系統の本文である中巻を含む三巻全体を鎌倉本と呼ぶのはともかく、上下巻は康豊本と呼ぶべきだとする。傾聴すべき意見と言えよう。
- ④ 『平家物語諸本の研究』（富山房一九四三年）四三頁以下。
- ⑤ 『平家物語の基礎的研究』（三省堂一九六一年）六二頁・八四頁以下。
- ⑥ 『平家物語研究』（角川書店一九六四年）四〇四頁以下。
- ⑦ 『平家物語の生成』（明治書院一九八四年）一〇九頁以下。

⑧ 『新版絵入平家物語（延宝五年本）巻五』（和泉書院一九八七年）解説。前掲注1の拙稿参照。

⑨ 内裏に納められた「雲井本」にまつわる伝承は『平家勲文録』に共通し、近來問題とされている尼崎大覚寺文書の「室町殿進上」との比較も興味深い。兵藤裕己氏「覚一本平家物語の伝来をめぐって——室町王權と芸能——」（『平家琵琶——語りと音楽——』一九九三年）、砂川博氏「尼崎大覚寺文書・琵琶法師・中世律院」（北九州大学文学部紀要四八号、一九九三年十二月）参照。

⑩ 同本及び三春秋田家旧蔵本については、鈴木則郎氏「三春秋田家関係『平家物語』写本二種」（東北大学附属図書館報・木遣子一四巻三号、一九八九年十月）、「国文学研究資料館蔵『平家物語』関係マイクロ資料解題」44項（村上學氏編『平家物語と語り』二二頁、志立正知氏執筆項目）による紹介がある。なお両本の調査にあたり、鈴木・志立両氏から大変懇切な御教示を頂いた。記して謝す。

⑪ 東北大学附属図書館・丙A/1-1/82-56。別冊を含め十三冊の完本。箱書に「実季公御筆」とある。筆者は未だ実季の筆跡の検討を行っておらず、実季真筆か否かの判定はできないが、江戸初期頃の書写と見られ、実季の時代のもとの見るとは十分可能と思われる。

⑫ 高田信敬氏「研究余滴」押発装のこと——書誌学酢豆腐譚——（鶴見日本文学会報二三号一九八八年六月）。藤井隆氏「日本書誌学総説」（和泉書院一九九一年）によれば「筋押え。ちなみに尊経閣蔵康豊本にも押発装あり。

⑬ 三春秋田家本の「二部之外」は宗論・剣のみから成り、鏡は巻十一の中に、願文・延喜聖代は巻五の末尾に収める。願文・延喜聖代の扱いは中途半端な印象があり、一旦抽出したものを何らかの事情で本巻に戻さうとしたが本来の位置に戻しきれなかったようにも見える。

⑭ 秋田実季の生涯については『安東・秋田氏展』（三春町歴史民俗資料館一九八五年）を参考とさせて頂いた。

⑮ 高橋氏前掲注4書。

⑯ 山下氏『平家物語研究序説』三七四頁以下「八坂系第四類諸本の研究」。

⑰ 島津氏「三道にいわゆる平家の物語——能作者の庖厨にはどんな平家物語があったか——」（『芸能史研究』一四号、一九九一年七月）。但し同論文では取り合わせと混態の問題が同様に扱われているが、筆者は意図的な混態本文作成と一部の巻冊の欠落による取り合わせとは概念的に区別する必要があると考えている。

⑱ 天理図書館蔵、目録番号九八〇、請求記号二〇・三〇一四七。

⑲ 筆者は、如白本・中京大本・米沢本・南部本は国文学研究資料館蔵の、また大前神社本は國學院大学蔵の、各々マイクロ資料によった。両足院本は『両足院本平家物語』（臨川書店・一九八五年）によった。なお、これらの本について千明守氏から種々教示を頂いた。記して謝す。

⑳ 高橋氏前掲注4書、一七五頁以下。

㉑ 前掲「両足院本平家物語」解説（池田敬子氏）参照。

㉒ 今谷氏「室町幕府解体過程の研究」（岩波書店一九八五年）。

㉓ 新田氏「問注所氏」小考——太田氏を中心に——（遙かなる中世八号、一九八七年九月）。

㉔ 湯山氏「相模国東郡岡津郷の領主太田越前守宗貞をめぐって」（戦国史研究七号、一九八四年二月）、「江戸城代遠山氏とその一族——後北条氏領国の展開過程と関連して——」（戦国史研究一九号、一九九〇年二月）、「鎌倉府と問注所執事三善氏」（鎌倉六八号、一九九二年一月）など。

㉕ 佐藤氏「快元僧都記」の世界像——戦国期の都市鎌倉の理解のため

に——」（日本歴史五二三号、一九九一年二月）。

②⑦ 湯山氏前掲注25鎌倉六八号所載論文。

②⑧ 湯山氏同右論文・佐藤氏注26論文参照。